令和８年度飯豊町猫の避妊手術費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、適正に飼養されていない飼い猫及び飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、生活環境の向上を図るため、猫の避妊手術に要する費用に対し、町長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、飯豊町補助金等の適正化に関する規則(昭和 53 年飯豊町規則第３号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　不妊手術　雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の両方を摘出する手術をいう。

（２）　去勢手術　雄猫の精巣を摘出する手術をいう。

（３）　避妊手術　不妊手術又は去勢手術をいう。

（４）　飼い猫　飼い主が明確であり、飼い主から町内で飼養されている猫をいう。

（５）　飼い主のいない猫　特定の飼い主がなく、町内に生息している猫をいう。

（６）　多頭飼育　猫の繁殖により、飼い主又は近隣の生活環境に悪影響を及ぼしている状態をいう。

（７）　Ｖ字カット　避妊手術済みの猫であることを識別できるように、耳の一部をＶ字の形に切断する措置をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有する個人又は町内に事業所若しくは代表者が町内に住所を有する団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、補助対象者が個人の場合にあっては、町長が特に認める場合を除き、その者が属する世帯に、当該補助金の交付決定を受けた者がいないものに限る。

（１）　多頭飼育又は日常的な屋外飼育により近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い猫に対し、県内の動物病院で避妊手術を受けさせようとするもの

（２）　飼い主のいない猫に対し、県内の動物病院で避妊手術を受けさせようとするものであって、次に掲げるすべての事項を遵守できるもの

ア　継続的に給餌、給水等の世話をし、適正に管理すること。

イ　避妊手術前の生息場所に戻す場合は、片方の耳にＶ字カットの措置を講ずるとともにトイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の美化を図り、近隣住民の理解を得るよう努めること。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

（１）　本要綱の公布日から令和９年２月 28 日までの期間に実施する避妊手術に要する費用

（２）　その他町長が必要と認める費用

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次の各号のいずれか低い額とする。

（１）　補助対象経費の２分の１に相当する額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

（２）　不妊手術を受けた猫の数に１０，０００円を、去勢手術を受けた猫の数に５，０００円を乗じて得た額を合計した額

（事前協議）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、避妊手術の前に令和８年度飯豊町猫の避妊手術費補助事業に係る事前協議書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

（交付申請）

第７条　前条の事前協議書にて補助可能通知を受けた者で、補助金の交付の申請をしようとする者は、令和８年度飯豊町猫の避妊手術費補助金交付申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）　避妊手術を受けさせようとする猫の生活環境が分かる書類

（２）　飼い猫の場合は、避妊手術に係る飼い主の同意書

（３）　その他町長が必要と認める書類

（交付の条件）

第８条　補助対象者は、令和９年２月２８日までに避妊手術を実施できないと見込まれる場合又は避妊手術の実施が困難となった場合には、速やかに町長に報告しなければならない。

（実績報告）

第９条　規則第１４条に規定する実績報告は、令和８年度飯豊町猫の避妊手術費補助金に係る実績報告書（様式第３号）により行い、その提出期限は、補助対象事業完了日から 30 日を経過する日又は令和９年３月３１日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、

（１）　避妊手術に要した費用の領収書の写し

（２）　その他町長が必要と認める書類

（その他）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。